5　仙台法務局管内宮城県仙台市に属する地域（平成三十一年四月一日に宮城県名取市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、仙台法務局名取出張所で取り扱わせる。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

第二条　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第三十五条の二　［1～3　略］ ［項を削る。］	**第三十五条の二**　［1～3　同上］ 4　仙台法務局名取出張所管内宮城県名取市に属する地域（平成三十一年四月一日に宮城県仙台市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、仙台法務局で取り扱わせる。 5　仙台法務局管内宮城県仙台市に属する地域（平成三十一年四月一日に宮城県名取市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、仙台法務局名取出張所で取り扱わせる。 ［項を削る。］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月二十二日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年三月二十六日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一二八

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表外務省の部内部局の項中「宇宙室長　サイバー政策室長」を「宇宙・サイバー政策室長」に改める。

別表備考第一項中「平成三十年十一月三十日」を「平成三十一年二月二十八日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。